

## 保育所等利用調整基準の改正について

### 1. 現 状

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施に合わせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準は、旧基準や国通知における優先利用の取り扱いを踏まえた上で市民意見募集（パブリックコメント）を行い、適宜見直しを行っている。

令和4年4月入所申込からの改正では、「きょうだい利用に係る調整点数」について15点（+7点）とし、できる限りきょうだいが同一施設に入所できるようにするなどの改正を行った。

### 2. 課 題

就労に係る「基本点数」に関しては、現在「居宅外就労」と「居宅内就労」を区別し、就労時間に基づいて点数を決定しており、「居宅外就労」は100～60点、「居宅内就労」は90～50点と点数差を設けている。

しかしながら、リモートワークなど多様な働き方が広まっており、「居宅外就労」と「居宅内就労」を区別する意味合いがなくなってきている。

### 3. 方 針

国から居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって、一律に点数差を設けることは望ましくない旨の通知があること、また近隣政令指定都市も「居宅外就労」と「居宅内就労」を区別して点数を付けているところはないことから、令和5年4月入所より、下記のとおり利用調整基準を見直す。

- ・「居宅外就労」と「居宅内就労」の区別をなくし、「就労」で統一する。

### 4. 他都市の状況

	居宅内外による点数差	備 考
京都市	な し	就労 40～15 点、内職従事者は別途
大阪市	な し	就労 100～60 点
堺 市	な し	就労 20～10 点
神戸市	あ り	居宅外就労 100～60 点、居宅内就労 90～50 点

### 5. スケジュール

	内 容
6月～7月	「保育所等利用調整基準」の改正案の作成及び市民意見募集
7月～8月	市民意見を踏まえた利用調整基準の改正
9月	市民に対し、令和4年4月入所の案内時に周知

## 6. 基本点数表（就労）

### (1) 現 行

	点数	保育できない理由・状況
居宅外 就 労	100	月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている
	90	月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	80	月 16 日以上かつ週 24 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	70	月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上働いている
	60	上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている
居宅内 就 労	90	月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている
	80	月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	70	月 16 日以上かつ週 24 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	60	月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上働いている
	50	上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている

### (2) 改正案

	点数	保育できない理由・状況
就 労	100	月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている
	90	月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	80	月 16 日以上かつ週 24 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	70	月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上働いている
	60	上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている

## 7. 基本点数表（求職活動）

### (1) 現 行

点数		保育できない理由・状況
70	居宅外	月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上の仕事に内定している
60	居宅外	月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上の仕事に内定している
	居宅内	月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上の仕事に内定している
50	居宅外	月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上の仕事に内定している
	居宅内	月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上の仕事に内定している
40	居宅内	月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上の仕事に内定している
30		上記には該当しないが、月 64 時間以上の仕事に内定している
20		上記の世帯以外で、求職中である場合

### (2) 改正案

点数		保育できない理由・状況
70	就 労	月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上の仕事に内定している
60		月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上の仕事に内定している
50		月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上の仕事に内定している
30		上記には該当しないが、月 64 時間以上の仕事に内定している
20		上記の世帯以外で、求職中である場合